⑿　「共同利用」の留意点（第６項第⑶号）

・　利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

・　管理責任者の氏名又は名称

管理責任者とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。なお、ここでいう管理責任者とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。また、管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【共同利用に該当する事例】

事例１）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（保護法第15条第２項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例２）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例３）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業者の個人データを共同利用する場合

・　共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

・　協会員が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、例えば、次の㋐から㋕までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

㋐　共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）

㋑　各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

㋒　共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・　個人データの漏えい等防止に関する事項

・　目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・　共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

㋓　共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

㋔　共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

㋕　共同利用を終了する際の手続

・　共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

・　協会員は、個人データを共同利用する場合において、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができ、管理責任者の氏名又は名称についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。なお、「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。

事例１）共同利用を行う個人データの項目や共同して利用する者の範囲の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例２）共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合

事例３）共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合（共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提）

⒀　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第６項第⑶号）

上記⑸及び⑺と同様の方法

⒁　共同利用者の範囲について（第７項）

①　本人から見て、当該個人データを提供する協会員と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することが求められる。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

②　共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。

③　上記②の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。

⒂　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第８項）

上記⑸及び⑺と同様の方法

（参照条文：保護法23条、通則ガイドライン３－４－１、金融分野ガイドライン11条、４条）

（外国にある第三者への提供の制限）

第15条　協会員は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得なければならない。

⑴　当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

⑵　協会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること又は個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

⑶　保護法第23条第１項各号に該当する場合

（解説）

⑴　本人の同意について

「本人の同意」とは、本人の個人データが、協会員によって第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によることとする。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得る。

⑵　クラウドサービス等の取扱い

クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられるところ、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定される。